

第4章 事前環境配慮の内容

事前環境配慮指針（平成17年尼崎市公告第71号）に基づき、事業計画の特性及び事業計画地周辺の地域特性を考慮し、環境配慮を検討すべき項目（以下「環境配慮検討項目」という。）について抽出した。

抽出した環境配慮検討項目についての事前環境配慮の内容は、表4.1.1に示すとおりである。

表 4.1.1(1) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
基本的配慮	(1) 事業計画地の選定		
	①事業計画地の選定及び事業規模等の計画決定に当たっては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等との整合性を確保すること。	b	対象事業は、大阪・関西万博開催期間中の平面駐車場を整備するものである。事業計画地は安定型廃棄物埋立跡地であり、施設規模等の計画決定においては、尼崎市環境基本計画及びまちづくりに関する各種方針等との整合性を確保する。
	②公共機関等が実施する広域的な事業に係る事業計画地の選定及び事業規模等の計画決定に当たっては、その事業と地域社会等との関係を考慮し、全体として環境影響が少なくかつ効率的なものになるよう配慮すること。	b	対象事業は、平面駐車場を整備するものであり、大阪・関西万博の会場外駐車場の一つとして位置付けている。会場外駐車場は複数箇所計画しており、全体として環境影響が少なく、かつ、効率的なものになるよう配慮する。
	(2) 周辺地域との調和		
	①土地利用及び施設配置等の計画策定に当たっては、事業計画区域及びその周辺地域の環境特性を十分に把握したうえ、周辺地域の生活環境及び自然環境にできる限り配慮するとともに、町並み、史跡等の文化的な環境とも調和した計画とすること。	c	事業計画地は、安定型廃棄物埋立跡地であり、周辺地域は都市計画法に基づき工業専用地域に指定されており、半年の供用期間終了後は原状復旧することから、周辺地域との調和については、検討対象外とする。
	②自動車による人又は物の流入を伴う事業の計画策定に当たっては、低公害車の導入、公共交通機関の利用の促進、配送の効率化等により、自動車公害の防止に努め、周辺地域及び市域の環境に配慮した計画とすること。	b	事業計画地と万博会場を往復するパークアンドライドバスは、可能な限り低公害型の車種を採用する。また、公共交通利用の呼びかけや事前予約制として予約枠をコントロールすること等により、交通量の発生抑制に努める。施設利用車両に対して、アイドリングストップ、空ぶかし防止、制限速度の遵守等を呼びかける。また、工事関連車両は、工事の効率化・平準化を図り、走行台数を可能な限り削減することにより、自動車公害の防止に努め、周辺地域及び市域の環境に配慮した計画とする。
	(3) 事業計画区域に係る配慮		
	①事業計画区域の面整備に当たっては、事業計画区域の土地利用及び施設配置等を検討し、土地の改変及び樹木の伐採等が可能な限り少なくなるよう配慮すること。	c	対象事業は、安定型廃棄物埋立跡地に平面駐車場を整備するものであり、整備に当たり大規模な掘削工事や盛土工事はなく、樹木の生育はほとんどみられないことから、検討対象外とする。

表 4.1.1(2) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
基本的配慮	(4) 建設・解体工事に係る配慮		
	①建設・解体工事においては、粉じんの飛散、汚濁水の流出及び騒音・振動の発生防止に努めるとともに、建設系廃棄物・残土の発生抑制、再利用及び適正処理に努めること。	b	適宜散水を行う等粉じんの発生抑制に努める。工事において大規模な掘削は行わないことから工事排水の発生はほとんどない見込みである。工事用地内に降った雨水等の濁水は、雨水排水経路を流下することによりSSを低減させてから公共用水域に放流する。建設系廃棄物・残土は、本環境影響評価の予測・評価結果を踏まえ、発生抑制、再利用及び適正処理に努める。
生活環境の保全	(1) 大気質		
	①大気汚染物質の発生施設の設置に当たっては、良質燃料の使用、最新の処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、汚染物質の排出抑制に努めること。	b	施設利用車両に対して、アイドリングストップ、空ぶかし防止、制限速度の遵守等と呼びかける。また、事業計画地と万博会場を往復するパークアンドライドバスは、低公害型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施することにより、汚染物質の排出抑制に努める。工事の効率化・平準化を図り、工事関連車両台数を可能な限り削減する。また、適宜散水を行う等粉じんの発生抑制に努める。工事関連車両に対して、過積載の防止、積み荷の安定化、空ぶかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行を指導する。また、「環境の保全と創造に関する条例」（平成7年、兵庫県）に基づく流入車両規制を遵守するように指示・指導を行う。使用する建設機械は、可能な限り最新の排ガス対策型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。船舶の運航による夢洲へのアクセスが可能となる場合は、船舶は適切に整備・点検を行い、整備不良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を抑制するよう、また、船舶の運航に当たっては航行速度の最適化に努め、高負荷運転を行わないよう関係者への周知徹底を図ることにより、汚染物質の排出抑制に努める。
	②大気汚染物質の発生施設の設置に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置等により、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b	公共交通利用の呼びかけや事前予約制として予約枠をコントロールすること等により、交通量の発生抑制に努める。施設利用車両に対して、アイドリングストップ、空ぶかし防止、制限速度の遵守等と呼びかける。事業計画地へ誘導する案内看板の適切な設置を検討する。工事関連車両の走行ルートや時間帯は、道路規格、周辺道路の状況、住居の立地状況などに配慮し、効率的で環境負荷が小さくなるよう、計画的な運行管理を行うことにより、環境の保全に配慮する。

表 4.1.1(3) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
生活環境の保全	(2) 騒音・振動及び低周波音		
	①騒音・振動等の発生施設の設置にあたっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な施設配置及び低公害型機器の導入、防音防振対策等、技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境の保全に配慮すること。また、近隣に高層住宅等が存在する場合には、上層部等での影響についても十分に配慮すること。	b	公共交通利用の呼びかけや事前予約制として予約枠をコントロールすること等により、交通量の発生抑制に努める。施設利用車両に対して、アイドリングストップ、空ぶかし防止、制限速度の遵守等を呼びかける。また、看板の設置等により事業計画地内での低速走行を呼びかける。事業計画地へ誘導する案内看板の適切な設置を検討する。事業計画地と万博会場を往復するパークアンドライドバスは、可能な限り低公害型の車種を採用し、適切に点検・整備を実施する。また、工事の効率化・平準化を図り、工事関連車両台数を可能な限り削減する。工事関連車両に対して、過積載の防止、積み荷の安定化、制限速度の遵守、空ぶかしの禁止、アイドリングストップの遵守等、適切な運行を指導することにより、環境の保全に配慮する。
	(3) 水質及び底質		
	①水質汚濁物質の発生施設の設置に当たっては、発生する汚濁負荷量を可能な限り低減させること。また、公共用水域に排水する場合にあつては、高度処理技術の導入等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境への負荷の低減に努めること。	b	施設の供用中に設置するトイレ等については、可能な限りバイオトイレ(汚水を浄化しリサイクルすることで汲み取りや排水のないトイレ)を導入することにより、排水量を低減する。また、浄化槽を設置して処理する場合には、一般排水基準を十分下回るよう、高度処理型浄化槽を設置する。 工事において大規模な掘削は行わないことから工事排水の発生はほとんどない見込みである。工事用地内に降った雨水等の濁水は、雨水排水経路を流下することによりSSを低減させてから公共用水域に放流する。 船舶の運航による夢洲へのアクセスのために船着場を整備する場合は、直杭式横棧橋(海底に支柱を打設しその上に床板を乗せた構造)、陸岸に設置して設けられる接岸施設である岸壁等ではなく、浮棧橋(海上に浮体(ポンツーン)を浮かべ海底に沈めた錨と係留チェーンで接続する構造等)とすることで、海底への支柱打設を行わないよう整備主体に求め、環境への負荷の低減に努める。
	(4) 地形・地質及び地盤変状		
	①道路等の建設に当たっては、雨水地下浸透に配慮した構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、水循環及び地盤環境の保全に配慮すること。	b	舗装は、再生資源を用いる計画であるため、雨水地下浸透に配慮した構造の採用はしないが、事業計画地内に降った雨水は、雨水排水経路を通じて公共用水域へ放流することにより、水循環及び地盤環境の保全に配慮する。

表 4.1.1(4) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
生活環境の保全	(5) 廃棄物		
	①発生する廃棄物の処理に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境を考慮し、適切な分別保管場所を確保するとともに、環境に影響のないよう適正な処理計画に基づき処理すること。	b	撤去工事においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適切な措置を講じる。掘削土は、可能な限り盛土として使用する。建設資材（仮設含む）については、指定材料を除き、リユース・リサイクル材や撤去後にリユース・リサイクルを行いやすい材料の活用を検討する。工事期間中に発生する紙ごみ・プラスチックなどの再資源化可能物については、分別収集・リサイクルの実施を工事事業者に対して指導を行い、発生量の抑制に努める。会期中については、駐車場施設の管理運営を行う事業者に対して指導を行い、発生量の抑制に努める。 施設の供用中に設置するトイレ等については、可能な限りバイオトイレ（汚水を浄化しリサイクルすることで汲み取りや排水のないトイレ）を導入することにより、排水量を低減する。また、浄化槽を設置して処理する場合には、一般排水基準を十分下回るよう、高度処理型浄化槽を設置する。また、ごみは、清掃管理等により適正に処理する。
自然環境の保全と創造	(1) 植物、動物及び生態系		
	①事業計画区域での土地の改変に当たっては、事業計画区域及びその周辺における動植物の生息地の保全並びに必要な代償措置の実施に可能な限り配慮すること。さらに、利用可能なスペースについては、可能な限り緑化に努めるとともに、ビオトープづくり等身近な自然環境の創造にも配慮すること。	b	事業計画地内のほぼ全てを平面駐車場用地として活用する計画であるが、現況はほぼ平地であり、整備に当たり大規模な掘削工事や盛土工事は行わないこと、半年の供用期間終了後は原状復旧すること、事業計画地及びその周辺地域は、安定型廃棄物埋立跡地であり、主に裸地で樹木や動植物はほとんどみられないこと、工業専用地域に指定されており周辺も同様の地形が広がっていること、事業期間が短期間であることから、配慮の対象としないが、利用可能なスペースについては、緑化を検討する。
	②整備面積の大きな事業に係る事業計画区域での緑地等の配置については、周辺樹木等との連続性及び地域由来の植生に配慮するとともに、動植物の生息地の積極的な創造にも配慮し、まとまりのある緑地及び水辺の整備に努めること。	c	事業計画地内のほぼ全てを平面駐車場用地として活用する計画であるが、現況はほぼ平地であり、整備に当たり大規模な掘削工事や盛土工事は行わないこと、半年の供用期間終了後は原状復旧すること、事業計画地及びその周辺地域は、安定型廃棄物埋立跡地であり、主に裸地で樹木や動植物はほとんどみられないこと、工業専用地域に指定されており周辺も同様の地形が広がっていること、事業期間が短期間であることから、配慮の対象としない。

表 4.1.1 (5) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
地球環境の保全	(1) 資源循環及び地球温暖化		
	①原材料及び建築資材の選定に当たっては、再生品の利用等により、資源の循環利用及び熱帯木材の使用削減に努めること。	b	舗装工の表層及び路盤は、可能な限り再生資源を活用する。掘削土は、可能な限り盛土として使用する。
	②エネルギー使用機器類の選定に当たっては、コージェネレーション、廃熱の利用等による熱効率を高めた機器の導入、自然エネルギーの活用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、温室効果ガスの排出抑制及び省資源・省エネルギーに努めること。	b	事業計画地と万博会場を往復するパークアンドライドバスは、低公害型の車種の選定に努める。また、高効率照明や高効率空調等の採用により、温室効果ガスの発生抑制及び省資源・省エネルギーに努める。
	③発生する廃棄物の処理に当たっては、その発生抑制に努めるとともに、再利用及び再資源化を技術の進展に応じ積極的に推進すること。	b	撤去工事においては、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・リサイクルについて適切な措置を講じる。掘削土は、可能な限り盛土として使用する。建設資材（仮設含む）については、指定材料を除き、リユース・リサイクル材や撤去後にリユース・リサイクルを行いやすい材料の活用を検討する。工事期間中に発生する紙ごみ・プラスチックなどの再資源化可能物については、分別収集・リサイクルの実施を工事事業者に対して指導を行い、発生量の抑制に努める。会期中については、駐車場施設の管理運営を行う事業者に対して指導を行い、発生量の抑制に努める。 施設の供用中に設置するトイレ等については、可能な限りバイオトイレ（汚水を浄化しリサイクルすることで汲み取りや排水のないトイレ）を導入することにより、排水量を低減する。また、浄化槽を設置して処理する場合には、一般排水基準を十分下回るよう、高度処理型浄化槽を設置する。また、ごみは、清掃管理等により適正に処理する。
都市環境等の保全と創造	(1) 人と自然とのふれあい活動の場		
	①公園・広場・ビオトープその他の整備に当たっては、自然素材及び既存植生を利用するとともに、新たな自然環境を創造するなど、身近な自然環境の保全と創造に配慮すること。	c	対象事業は、公園・広場・ビオトープその他の人と自然とのふれあい活動の場を整備するのではなく、半年の供用期間終了後は原状復旧することから、検討対象外とする。
	(2) 電波障害、日照及び風害		
	①建築物・工作物の建設に当たっては、事業計画区域周辺の生活環境及び気象状況を考慮し、電波障害、日照及び風害について、周辺環境への影響の低減に努めること。また、近隣に建築物又は工作物が存在する場合には、それらとの複合的な影響についても配慮すること。	c	対象事業は、大阪・関西万博開催期間中の平面駐車場を整備するものであり、半年の供用期間終了後は原状復旧すること、また、事業計画地近傍には住居が存在しないことから、検討対象外とする。

表 4.1.1(6) 事前環境配慮の内容

	事前環境配慮事項	区分	環境配慮の内容及び検討の経緯
都市環境等の保全と創造	(3) ヒートアイランド現象		
	①建築物・工作物の建設に当たっては、屋上・外壁の緑化、断熱構造、太陽光発電の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じるとともに、利用可能なスペースについては、可能な限り緑化するなど、ヒートアイランド現象への影響の低減に努めること。	b	利用可能なスペースについては、緑化を検討する。
	②エネルギー使用機器類の選定及び熱発生施設の設置に当たっては、コージェネレーションの導入、廃熱の利用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、環境への熱放散の低減に努めること。	b	高効率の照明・空調設備の採用等、環境への熱放散の低減を検討する。
	③道路等の建設に当たっては、保水性に配慮した構造の採用等技術の進展に応じた適切な措置を講じることにより、ヒートアイランド現象への影響の低減に努めること。	b	平面駐車場の整備に当たっては暑熱対策等、適切な措置について検討する。
	(4) 景観及び文化財		
	①建築物・工作物の構造・配置の決定及びデザイン・色彩等の選定に当たっては、周辺景観との調和に配慮するとともに、緑化等により、良好な都市景観の確保に努めること。	b	対象事業は、大阪・関西万博開催期間中の平面駐車場を整備するものであり、事業計画地及びその周辺地域は工業専用地域であること、半年の供用期間終了後は原状復旧することから、周辺景観との調和、良好な都市景観の確保については、検討対象外とするが、利用可能なスペースについては、緑化を検討する。
	②事業計画区域及びその周辺における文化的・歴史的資源並びに視覚的・聴覚的景観の適切な保全に配慮するとともに、それらの創造的視点をもった計画づくりに努めること。	c	事業計画地及びその周辺地域に視認できる文化的・歴史的資源は存在せず、半年の供用期間終了後は原状復旧することから、検討対象外とする。
	(5) 都市施設及び安全性その他		
	①集客施設の設置にあたっては、周辺の道路状況及び生活環境を考慮し、施設へのアクセス手段の確保等により、混雑及び渋滞の緩和、安全の確保に努めること。	b	公共交通利用の呼びかけや事前予約制として予約枠をコントロールすること等により、交通量の発生抑制に努める。施設利用車両に対して、アイドリングストップ、空ぶかし防止、制限速度の遵守等と呼びかける。事業計画地へ誘導する案内看板の適切な設置を検討する。また、事業計画地の出入口付近には誘導員を適宜配置することや、看板の設置等により低速走行と呼びかける等、交通事故の防止に努める。 工事関連車両の出入口付近には、誘導員を適宜配置し、事故の防止に努める。夜間や休日には工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないように出入口に施錠する等の対策を講じる。工事の効率化・平準化を図り、工事関連車両台数を可能な限り削減する。工事関連車両に対して、走行ルートや制限速度の遵守等、適切な運行を指導する。
備考) 環境配慮の区分とは、それぞれ次に示すとおりである。 a : 早い段階において事業計画に反映するもの b : 事業計画の進捗に応じて検討していくもの c : 事業の特性等から配慮できないもの			

第5章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

5.1 環境影響要因の抽出

対象事業の内容から環境に影響を及ぼす行為等を抽出した結果、表 5.1.1 に示す環境影響要因が想定される。

環境影響要因は、環境負荷影響を及ぼす要因となるものを「環境負荷要因」、良好な環境を創造する要因となるものを「環境創造要因」として区分している。

表 5.1.1(1) 環境影響要因（環境負荷要因）

区 分	環境影響要因の内容
工 事 中	• 工事関連車両の走行 • 建設機械の稼働 • 施設の整備・撤去
施設の存在	• 施設の存在
施設の供用	• 施設の稼働 • 施設関連車両の走行

表 5.1.1(2) 環境影響要因（環境創造要因）

区 分	環境影響要因の内容
—	—

5.2 環境影響評価項目

本事業に係る環境影響要因と環境要素の関連は、表 5.2.1 に示すとおりである。

表 5.2.1(1) 環境影響要因と環境要素

環境影響要因 環境要素		工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
		① 工事関連車両の走行	② 建設機械の稼働	③ 施設の整備・撤去	④ 施設の存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設関連車両の走行	
(1) 大気質	二酸化窒素	○						①工事関連車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があることから選定する。 ②③④⑤建設機械が稼働する事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 ⑥施設関連車両の走行ルート近傍に住居は存在しないことから選定しない。 ※船舶の運航によるアクセスが検討されていることから参考として予測を実施
	二酸化硫黄						※	
	浮遊粒子状物質	○						
	粉じん等							
	有害物質							
(2) 騒音		○						①工事関連車両の走行により沿道環境に影響を及ぼす可能性があることから選定する。 ②③④⑤事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。 ⑥施設関連車両の走行ルート近傍に住居は存在しないことから選定しない。
(3) 振動		○						
(4) 低周波音								低周波音を発生させる施設が存在しないことから選定しない。
(5) 悪臭								施設の供用及び工事中において、悪臭を発生させる要因はないことから選定しない。
(6) 水質	水の汚れ(BOD・COD)					△		③工事において大規模な掘削は行わないことから工事排水の発生はほとんどない見込みであるが、工事用地内に降った雨水等の濁水は敷地内の雨水排水経路を通じて公共用水域に放流することから保全措置項目として選定する（③船舶の運航によるアクセスの検討により、浮桟橋等の船着場の整備をする場合は、水質への影響が軽微なアンカー式工法*で施工することを想定し参考に保全措置項目として選定）。 *海底に沈めた錨で浮桟橋を固定する工法 ⑤施設の供用中に設置するトイレ等から発生する汚水については、浄化槽の設置等により一般排水基準を十分下回った排水を公共用水域に放流することから保全措置項目として選定する（工事中に設置するトイレは汲み取り式トイレを想定しており、汚水は公共用水域へ放流しないことから選定しない）。
	水の濁り(SS)			△		△		
	富栄養化(T-P、T-N)					△		
	溶存酸素(DO)							
	有害物質							
	水温							
	水素イオン濃度							
(7) 底質				△				施設の供用及び工事中にトイレ等を設置し、汚水については適正に処理することから選定しない（③船舶の運航によるアクセスの検討により、浮桟橋等の船着場の整備をする場合は、底質への影響が軽微なアンカー式工法で施工することを想定し参考に保全措置項目として選定）。
(8) 地下水質								事業計画地は埋立跡地であり、地下水の利用はないことから選定しない。

(注) 環境影響要因の記号は、以下のとおりである。

○：標準評価項目 一般的に環境影響評価を行う項目

△：保全措置項目 環境負荷影響が軽微である又は類似の事例により影響の程度が明らかである等の理由から調査、予測を行わずに環境保全措置によって対応する項目

表 5.2.1(2) 環境影響評価要因と環境要素

環境影響要因 環境要素	工事中			存在	供用		選定する理由及び選定しない理由
	① 工事関連車両の走行	② 建設機械の稼働	③ 施設の整備・撤去	④ 施設が存在	⑤ 施設の稼働	⑥ 施設関連車両の走行	
(9) 地形・地質							工事中において土壌汚染の原因となる有害物質の使用がないこと、土地の改変については、敷均しや盛土による駐車場整備であり、地下施設は建設しないことから選定しない。なお、工事着手に先立ち、土壌汚染対策法等に基づく諸手続きを実施する。
(10) 地盤変状							
(11) 土壌汚染							
(12) 廃棄物			○				③工事の実施に伴い、廃棄物が発生することから選定する。 ⑤施設の供用に伴い、し尿やごみが発生するが、バイオトイレ又は高度処理型浄化槽や清掃管理により適正に処理するため選定しない。
(13) 植 物							当該地域は安定型廃棄物埋立跡地であり、主に裸地で樹木や動植物はほとんどみられないこと、工業専用地域に指定されており周辺も同様の地形が広がっていること、事業期間が短期であることから、影響は少ないと考えられるため選定しない。
(14) 動 物							
(15) 生態系							
(16) 資源循環			○				③工事の実施に伴い発生する残土の有効利用や再生資源の利用が想定されることから選定する。
(17) 地球温暖化						※	※万博を開催するに当たっては、複数の場外駐車場を設置し、駐車場から会場へはパークアンドライドバスを運用する予定としている。そのため、来場者アクセス交通については、広域的な観点から環境影響評価を行うため、大阪・関西万博全体を対象とした大阪市における環境影響評価手続きの中で対応する。
(18) 人と自然とのふれあい活動の場							人と自然とのふれあい活動の場に影響を及ぼす行為はないことから選定しない。
(19) 電波障害							事業計画地近傍に住居は存在しないことから選定しない。
(20) 日 照							
(21) 風 害							
(22) ヒートアイランド現象							
(23) 景 観							平面駐車場の利用であり、眺望の変化は生じないことから選定しない。
(24) 文化財							事業計画地及び近傍に文化財及び埋蔵文化財包蔵地は存在しないことから選定しない。
(25) 都市施設							事業計画地近傍に都市施設、住居等は存在しないことから選定しない。
(26) 安全性	○						①工事関連車両の走行により、周辺交通量の増加が見込まれることから選定する。

(注) 環境影響要因の記号は、以下のとおりである。

○：標準評価項目 一般的に環境影響評価を行う項目

5.3 調査、予測及び評価の手法

5.3.1 現況調査

現況調査は、「環境影響評価技術指針」（尼崎市）（以下「技術指針」という。）に掲げられた調査項目について、前節で抽出した環境影響評価項目（環境要素）を対象として、既存資料による情報の収集・整理及び解析（既存資料調査）並びに現地調査により実施した。

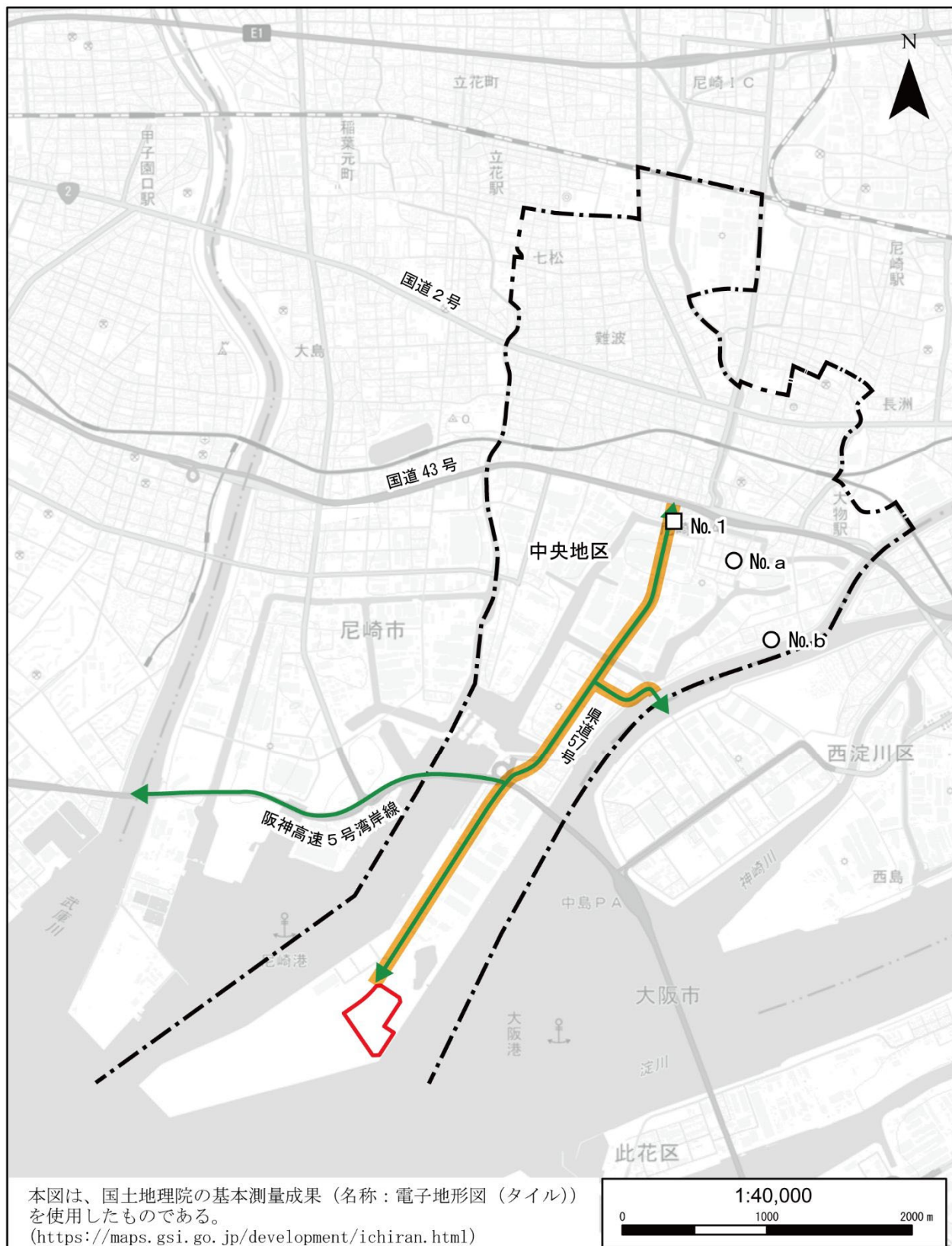
現況調査の内容は表 5.3.1 に、現地調査地点は図 5.3.1 に示すとおりである。

表 5.3.1(1) 現況調査の内容

環境要素・調査項目			調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法（資料名）
大 気 質	既存資料調査	- 大気質の現況 - 気 象 - 発生源の状況	中央地区	過去 5 年程度	- 尼崎市環境監視センター報（尼崎市） - 過去の気象データ（気象庁） - 土地利用現況図（国土地理院）
	現地調査	一般環境大気質 窒素酸化物 二酸化硫黄 浮遊粒子状物質 塩化水素 水 銀 ダイオキシン類	2 地点 〔工事関連車両の 走行ルートである 県道 57 号沿道 の住居が存在する 地点 （図 5.3.1 参照）〕	1 週間×4 季	尼崎市新ごみ施設整備事業に係る環境影響評価に係る現地調査結果データを活用
		道路沿道大気質 窒素酸化物 浮遊粒子状物質	1 地点 〔工事関連車両の 走行ルートである 県道 57 号沿道 （図 5.3.1 参照）〕	1 週間×4 季	
		地上気象 風向・風速 気温・湿度 日射量 放射収支量		1 年間	
騒 音	既存資料調査	- 騒音の現況 - 発生源の状況	中央地区	過去 5 年程度	- 尼崎の環境（尼崎市） - 環境基本計画年次報告書 —令和 3 年度版—（尼崎市） - 土地利用現況図（国土地理院）
	現地調査	- 道路交通騒音 - 交通量	1 地点 〔工事関連車両の 走行ルートである 県道 57 号沿道 （図 5.3.1 参照）〕	平日・休日各 1 回 24 時間	尼崎市新ごみ施設整備事業に係る環境影響評価に係る現地調査結果データを活用
振 動	既存資料調査	- 振動の現況 - 発生源の状況	中央地区	過去 5 年程度	- 尼崎の環境（尼崎市） - 環境基本計画年次報告書 —令和 3 年度版—（尼崎市） - 土地利用現況図（国土地理院）
	現地調査	- 道路交通振動 - 交通量	1 地点 〔工事関連車両の 走行ルートである 県道 57 号沿道 （図 5.3.1 参照）〕	平日・休日各 1 回 24 時間	尼崎市新ごみ施設整備事業に係る環境影響評価に係る現地調査結果データを活用
		地盤卓越振動数		1 回	

表 5.3.1(2) 現況調査の内容

環境要素・調査項目			調査範囲・地点	調査時期・頻度	調査方法（資料名）
廃棄物	既存資料調査	● 廃棄物の種類、発生量	尼崎市内	過去 5 年程度	● 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省） ● 尼崎の環境（尼崎市） ● 環境基本計画年次報告書－令和 3 年度版－（尼崎市）
	資源循環	● リサイクル量	尼崎市内	過去 5 年程度	● 一般廃棄物処理実態調査結果（環境省） ● 尼崎の環境（尼崎市） ● 環境基本計画年次報告書－令和 3 年度版－（尼崎市）
安全性	既存資料調査	● 通学路 ● 事故発生状況	工事関連車両の走行ルートである県道 57 号沿道 [国道 43 号以南の範囲 (図 5.3.1 参照)]	最新の状況	● 尼崎市教育委員会資料 ● 兵庫県警資料
	現地調査	● 交通安全の現況	工事関連車両の走行ルートである県道 57 号沿道 [国道 43 号以南の範囲 (図 5.3.1 参照)]	1 回	● 現地踏査による把握（目視、写真撮影）



凡 例	 事業計画地	【調査地点】
	 調査対象区域	 沿道大気質、道路交通騒音・振動調査地点（既存調査結果 ^注 を活用）
	↔ 工事関連車両の走行ルート	 一般環境大気質調査地点（既存調査結果 ^注 を活用）
		 安全性調査範囲

（注）「尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書」（令和4年7月、尼崎市）における現地調査結果を活用する。

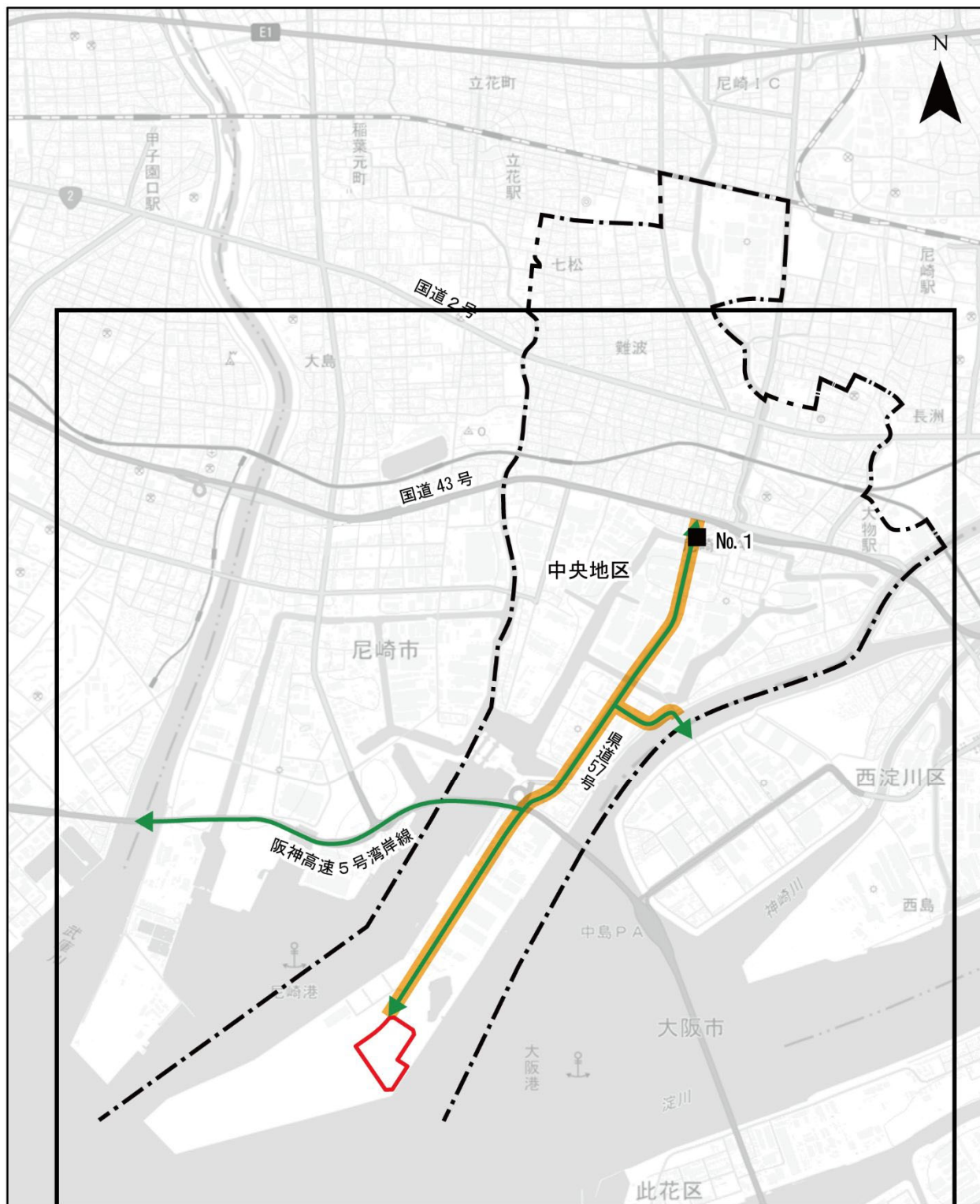
図 5.3.1 調査地点

5.3.2 予 測

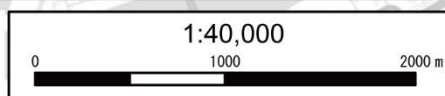
環境影響の予測の内容は、技術指針に掲げられた手法を踏まえ表 5.3.2 に示すとおりとした。また、予測地点は、図 5.3.2 に示すとおりである。

表 5.3.2 予測の内容

環境要素・予測項目			予測事項	予測範囲・地点	予測時期	予測内容・方法
大気質	工事中	- 大気質 - 二酸化窒素、浮遊粒子状物質	工事関連車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	1 地点 工事関連車両の走行ルートである県道 57 号沿道 (図 5.3.2 参照)	工事関連車両台数が最大となる時期	大気拡散式（プルーム・パフモデルによる数値計算）を用いて予測する。
	供用	- 大気質 - 二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質	船舶の運航に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	事業計画地を含む東西 6 km、南北 6 km の範囲を 50m メッシュ状に区切った格子点 (図 5.3.2 参照)	船舶の運航台数が最大となる時期	
騒音	工事中	- 騒音レベル - 道路交通騒音	工事関連車両の走行に伴う道路交通騒音の等価騒音レベル	1 地点 工事関連車両の走行ルートである県道 57 号沿道 (図 5.3.2 参照)	工事関連車両台数が最大となる時期	(一社)日本音響学会の「道路交通騒音の予測モデル (ASJ RTN-Model 2018)」を用いて等価騒音レベル (L_{Aeq}) を予測する。
振動	工事中	- 振動レベル - 道路交通振動	工事関連車両の走行に伴う道路交通振動の振動レベルの 80%レンジ上端値	1 地点 工事関連車両の走行ルートである県道 57 号沿道 (図 5.3.2 参照)	工事関連車両台数が最大となる時期	旧建設省土木研究所の提案式を用いて振動レベルの 80%レンジ上端値 (L_{10}) を予測する。
廃棄物	工事中	- 産業廃棄物 - 残土	施設の整備・撤去に伴い発生する廃棄物等の種類及び性状別発生量	事業計画地内	工事中	事業計画地内において工事の実施に伴い発生する建設副産物等の発生量等を工事計画に基づき把握する。
資源循環	工事中	- 廃棄物の再資源化 - 残土の再利用 - 再生資源	施設の整備・撤去に伴い発生する残土の発生量及び利用方法等並びに再生資源の利用量	事業計画地内	工事中	事業計画地内において工事の実施に伴い発生する残土の有効利用量や再生資源の使用量を工事計画に基づき把握する。
安全性	工事中	交通安全	工事関連車両と人の動線、危険性	工事関連車両の走行ルートである県道 57 号沿道 国道 43 号以南の範囲 (図 5.3.2 参照)	工事関連車両台数が最大となる時期	事業計画地及びその周辺の県道 57 号の沿道における交通安全の現況を把握し、工事関連車両台数が最大となる時期において交通安全への影響の程度を定性的に予測する。



本図は、国土地理院の基本測量成果（名称：電子地形図（タイル））を使用したものである。
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html>



凡 例	 事業計画地	【予測地点】
	 調査対象区域	 沿道大気質、道路交通騒音・振動予測地点
	↔ 工事関連車両の走行ルート	 船舶大気質予測範囲
		 安全性予測範囲

図 5.3.2 予測地点

5.3.3 評 価

評価の考え方は、技術指針に掲げられた内容をもとに、以下に示すとおりとする。また、各環境要素の個別評価の内容については、表 5.3.3 に示すとおりである。

① 個別評価

項 目	評価の考え方
環境負荷影響の回避・低減に係る評価	実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境影響評価項目に係る環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
良好な環境の創造に係る評価	新たな環境の創造及び地域社会等の良好な環境づくりについて検討し、良好な環境の創造に向けて努めているかについて評価する。
評価を行うに当たって、環境基準その他の国、県及び尼崎市による環境の保全に関する施策によって、環境影響評価項目に係る環境要素に関する基準又は目標が示されている場合は、当該評価において当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにできるように整理し、当該基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性が図られているか否かについて検討する。 なお、工事の実施に当たって長期間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であって、当該環境要素に係る基準が定められているものについても、当該基準との整合性が図られているか否かについて検討する。	

② 総合評価

評価の考え方
個別評価の概要を一覧できるように整理し、対象事業等の実施による事業全体としての環境に及ぼす影響を把握することにより総合的に評価を行う。

表 5.3.3(1) 評価の内容

環境要素・予測項目			予測事項	予測範囲・地点	評価の内容
大気質	工事中	大気質 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質	工事関連車両の走行に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	1 地点 (工事関連車両の走行ルートである県道 57 号沿道) (図 5.3.2 参照)	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 「二酸化窒素に係る環境基準について」に定める基準 「大気の汚染に係る環境基準について」に定める基準 「尼崎市の環境をまもる条例」に基づく大気の汚染に係る環境上の基準
	供用	大気質 二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質	船舶の運航に伴う排ガス濃度の寄与濃度及び環境濃度	事業計画地を含む東西 6 km、南北 6 km の範囲を 50 m メッシュ状に区切った格子点	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 「騒音に係る環境基準について」に定める基準 「尼崎市の環境をまもる条例」に基づく騒音に係る環境上の基準
騒音	工事中	騒音レベル 道路交通騒音	工事関連車両の走行に伴う道路交通騒音の等価騒音レベル	1 地点 (工事関連車両の走行ルートである県道 57 号沿道) (図 5.3.2 参照)	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 「騒音に係る環境基準について」に定める基準 「尼崎市の環境をまもる条例」に基づく騒音に係る環境上の基準
振動	工事中	振動レベル 道路交通振動	工事関連車両の走行に伴う道路交通振動の振動レベルの 80 % レンジ上端値	1 地点 (工事関連車両の走行ルートである県道 57 号沿道) (図 5.3.2 参照)	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。 【基準等の達成状況、その施策の内容等と調査及び予測の結果との整合性】 調査及び予測の結果に基づき、以下に示す基準等との整合性が図られているか否かについて勘案し、評価する。 「振動規制法」に基づく道路交通振動の限度

表 5.3.3(2) 評価の内容

環境要素・予測項目			予測事項	予測範囲・地点	評価の内容
水質	工事中	—	—	—	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
	供用中	—	—	—	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
底質	工事中	—	—	—	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
廃棄物	工事中	- 産業廃棄物 - 残土	施設の整備・撤去に伴い発生する廃棄物等の種類及び性状別発生量	事業計画地内	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
資源循環	工事中	- 廃棄物の再資源化 - 残土の再利用 - 再生資源	施設の整備・撤去に伴い発生する残土の発生量及び利用方法等並びに再生資源の利用量	事業計画地内	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 実行可能なよりよい技術が取り入れられているか否かについて検討するなどの方法により、環境に負荷を及ぼすおそれのある影響が回避され、又は低減されているものであるか否かについて評価する。
安全性	工事中	交通安全	工事関連車用と人の動線、危険性	工事関連車両の走行ルートである県道 57 号沿道 〔国道 43 号以南の範囲〕 (図 5.3.2 参照)	【環境負荷影響の回避・低減に係る評価】 事業計画地及びその周辺の県道 57 号の沿道における交通安全が確保されていること。

